

## 法人スローガン

『組織力経営の推進は、人を育み法人を成熟させる大きな原動力である。ゆえに法人は、人財を育て経営基盤の再構築と強化を図り、安定した健全な経営を目指す』

はじめに

社会福祉法人の介護分野における経営環境は、平成27年度に実施されたマイナス2.27%の報酬改定の影響を受け、一段と厳しい状況が続いています。一方、今年4月からスタートする社会福祉法人制度改革により、これまで以上に公益性、非営利性にふさわしい経営組織の構築・事業の透明性が求められ、社会福祉法人としての責務がより厳格化されました。

こうした状況の中、当法人が直面する課題としては、ショートステイ事業の早期開始とデイサービス事業の定着による経営の安定を図ると同時に、総合福祉施設としての利用者ニーズに的確に responding していくことにあります。とりわけ、ショートステイ事業については慢性的な職員不足により、昨年7月1日からの事業開始予定が大幅に遅れ、人財確保に向けた抜本的な対策が急務となっています。

そのため、国の新たな介護職員処遇改善加算処置を活用した更なる処遇改善により離職率の低減に努めると共に、障がい者や外国人雇用など多様な人財の活用・活躍を促進させ、職員一人ひとりが互いに尊重し、支え合っている法人組織を目指してまいります。

また、当施設開設以来13年が経過し、空調や特殊浴槽等設備備品の老朽化が進み、修繕・更新の時期を迎えています。こうした設備備品の更新等には多額の費用が必要なため、財源措置と優先順位を明確にしながらか計画的に取り組むこととし、突発的な故障等によるリスク回避に努めてまいります。

更に、地域貢献の面においては、昨年10月に子ども食堂（ほのちゃん食堂）をオープンし、第一歩を踏み出すことができました。今後も地域の皆様方とともに歩む子ども食堂として運営が継続できるよう、施設の独自性を活かしながら、無理なく取り組んでいきたいと考えています。

このほか、滋賀県及び近江八幡市指定の福祉避難所としての機能を果たすべく、災害に強い施設づくりを目指した「施設防災計画」の策定に取り組み、災害対策の一層の強化を図ってまいります。

今年度は、「公益活動の推進」「人財確保と組織機能の充実」「災害対策の強化」「収入確保と経費削減による経営基盤の再構築」「専門性の向上」の5つの方針のもと、それぞれ具体的な目標を掲げ取り組み、さらなる飛躍発展を目指します。

## 『 5つの方針 』

1. 公益活動の推進
2. 人財確保と組織機能の充実
3. 災害対策の強化
4. 収入確保と経費削減による経営基盤の再構築
5. 専門性の向上

### 1. 公益活動の推進

#### (1) 子ども食堂（ほのちゃん食堂）の定着へ

子どもたちの居場所を通じて少しでも地域で見守りが出来るよう、続けていくことが必要。今後、運営面での資金調達は重要な課題である。活動を通して見えてくる課題（貧困学校生活、家庭生活での課題）に対し、施設としてどのようなケアをしていくのか考える必要がある。（学校・保健機関・福祉部門等との連携）

#### (2) 地域老人クラブ等へ出張介護教室の開催

孤立などの課題に対する地域での見守りなど、制度で提供できるサービスにとどまらない支援、現行制度では対応できない課題への支援等、地域の課題やニーズに合った活動を行うことが必要。

- ・介護について … 介護保険制度の適用が受けられない人への支援、介護保険での適用は可能であるが在宅での介護を望む人への支援、一人暮らし、高齢者世帯への支援・居場所の提供、介護保険の手続き等が分からない人への支援等。
- ・地域交流 … 地元でのボランティア活動への参画、幼・小・中学校との交流、法人職員による周辺の清掃活動等。
- ・介護教室等の開催 … 家庭で出来る基本的な介護や看護技術のための講習会、介護食の料理教室等。
- ・地域ニーズに応じて … 研修会・学習会、ケア活動、交流会等を組み合わせながら進めていく。

#### (3) 滋賀の縁(えにし)モデル事業への参画

高齢者デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等、入浴設備のある施設が協力し、看護師やヘルパーの介助で入浴できる新たなサービスの創出を目指したモデル事業の検討。

## 2. 人財確保と組織機能の充実

- (1) 平成29年度処遇改善加算（新加算Ⅰ）の介護報酬改定を踏まえ、介護職員に対する更なる処遇改善を行う。
- (2) 介護職員研修受講支援事業費補助金の活用等を行い、多様な人財を確保するため、計画的な介護福祉士・介護支援専門員資格取得者の育成。  
「ふれあい介護職員資格取得等支援事業補助金交付要綱」の制定。
- (3) 腰痛介護離職ゼロを目指し、介護リフトの導入について検討する。
- (4) キャリアパス制度に合致した職階や昇給制度の見直し。
- (5) ボランティア登録者制度（レイカディア大学・市社会福祉協議会ボランティア登録者等）の創設。

## 3. 災害対策の強化

- (1) 事業継続と福祉避難所としての使命の観点を持ち、消防計画の見直しやBCP（事業継続計画）を主体にした「施設防災計画」の策定。  
施設における防災計画の策定・・・頻発する自然災害から利用者や職員の命を守るとともに、福祉避難所としての機能を発揮するため、地震・風水害等の大規模災害に対処するための「施設防災計画」を策定し、併せて現行消防計画の見直しを行う。  
(防災計画の具体的内容)
  - ・平常時における対策
  - ・災害発生直後における対策（震災・風水害）
  - ・被災生活の確保及びサービス再開に向けた対策（BCP）
  - ・福祉避難所の運営

## 4. 収入確保と経費削減による経営基盤の再構築

- (1) ショートステイの開設及びデイサービス稼働率の向上  
安定した収入確保には、両事業の連携による事業拡大が極めて重要となる。そのため、ショートステイの早期事業開始、デイサービスの更なる稼働率アップへ組織体制を整備する。
- (2) 全事業所による加算要件の検証  
全事業において現行加算要件の検証を行うとともに、新たな加算取得を目指した取り組みを徹底する。
- (3) 経常経費の削減
  - ・事務事業を見直し無駄を省くとともに、備品や消耗品等、各種物品の購入にあたっては、複数の見積徴収による価格競争を原則とする。（補助金の活用）
  - ・設備・備品関係の定期的なメンテナンスによる過大出費の抑制。

- ・業務委託契約の見直し。
  - ・電気料金のさらなる削減に向け、デマンドシステムの効率的な運用と併せ、新電力会社への契約切り替えを進める。
  - ・ノー残業デイの徹底。(毎月10日・15日・20日)
- (4) 施設東側畑地の計画的活用
- ・用地取得に向けた課題整理及び具体的行動計画の策定。
  - ・地権者や関係行政機関への働きかけ。
  - ・用地取得後の具体的活用策の検討。

## 5. 専門性の向上

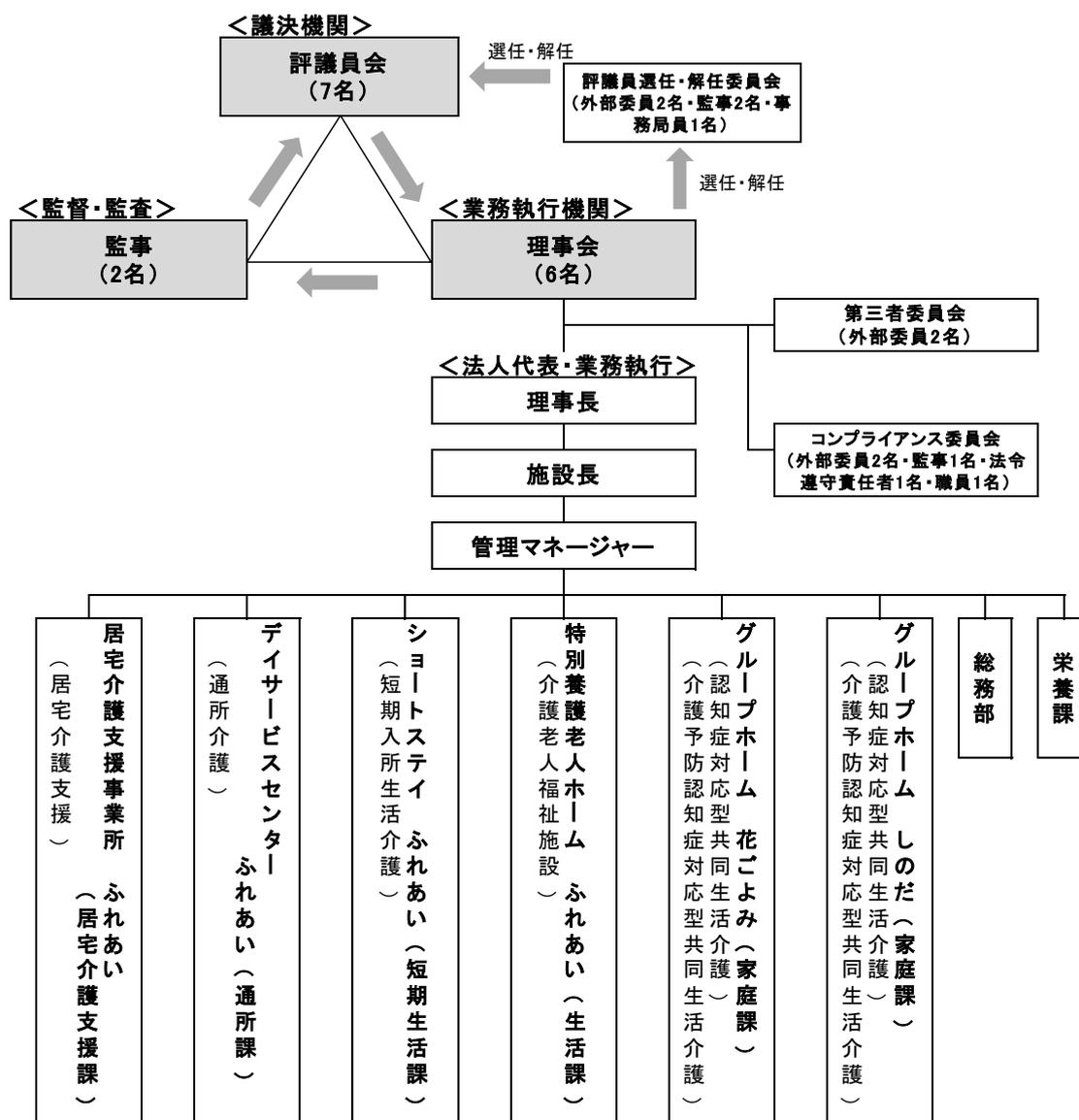
- (1) 地域へ施設内看取り介護における報告会並びに意見交換による啓発活動  
看取りを行っている施設との交流会、意見交換会を実施。開催にあたっては、看取りケア委員会と連携し組織全体で取り組む。
- (2) 歯科衛生士による口腔衛生管理体制の構築  
訪問歯科と連携し加算内容、必要書類などの確認を行う。上半期までに加算体制を満たし実施する。
- (3) 他施設との交流及び施設の取り組み発信
- ・介護のやりがいを見出す目的として、他施設との交流会を実施する。
  - ・お互いの取り組みを発表し、グループワークなどで意見交換会を行う。
  - ・各委員会と連携し計画する。
  - ・介護研究を実施し、社会福祉協議会等で取り組みの発信を行う。
- (4) 初任者研修等の外部講師派遣
- ・外部講師の派遣依頼があれば、多職種が積極的に講師として参加する。
  - ・外部講師に出る時間の介護業務は、組織全体でサポートする。

## (1) 社会福祉法人制度改革による法人組織体制と取り組み

社会福祉法人として、これまで以上に公益性・非営利性にふさわしい組織体制のもと、組織・事業の透明性向上にしっかりと取り組む必要があります。

「経営組織のガバナンスの強化」として、議決機関である評議員会、執行機関である理事会、監督・監査としての監事による、新たな法人役員体制を確立します。「事業運営の透明性の向上」として、財務諸表、現況報告書の公表を行います。また「財務規律の強化」として、適正な役員報酬基準の設定と公表、社会福祉充実残額の算定による内部留保の明確化を行います。

また、社会の信頼と支持のもとで、今後も社会福祉の主たる担い手としての役割を果たしていくことができるよう、福祉サービスの継続だけでなく、地域の福祉ニーズ・生活課題や制度の狭間にあるさまざまなニーズに、創意工夫のもとで積極的に取り組むため、行政・住民・多様な関係機関と協働しながら、地域の福祉拠点となるよう、取り組んでまいります。



平成29年度各課スローガン	
生活課	『その人らしい生活援助』
短期生活課	『利用者様・家族様・職員そして 地域“よし”の事業を目指します』
通所課	『助け合う心を大切に』
家庭課（花ごよみ）	『謙虚に素直に明るく、感謝の心で過ごします』
家庭課（しのだ）	『一人ひとりに合わせて ゆっくり ゆったり のんびりと』
居宅介護支援課	『みんなに支えられて自分の力で生きる』
栄養課	『食べやすい食事で笑顔に』
総務部	『創意工夫』

### (3) 年間行事

年月	行 事	摘 要
29年4月	入職式・職員辞令交付式 ショートステイ事業開始 新人職員歓迎会	職員親睦会
5月	監事監査	平成28年度業務・会計決算監査
6月	旧制度理事会 定時評議員会 新制度理事会 ほのぼのだより発行	平成28年度事業報告・決算承認他 決算承認、役員選任 理事長の選任
7月	職員健康診断・ストレスチェック	全職員対象
8月	コンプライアンス委員会	法令遵守事項の取組
9月	開設記念日(1日)、永年勤続表彰式	
10月		
11月	インフルエンザ予防接種 ほのぼのだより発行	入居者・職員全員対象
12月	理事会 第三者委員会	事業計画・補正予算審議他 苦情報告・改善策検討
30年1月	職員新年会 職員健康診断	職員親睦会 夜勤従事者対象
2月	ほのぼのだより発行	
3月	理事会 入居者健康診断	平成30年度事業計画・予算審議他

※毎月第2土曜日 子ども食堂（ほのちゃん食堂）（ただし、春・夏・冬休み期間は別途、日にち設定）

#### (4) 各課の会議と委員会・役割

##### 【会 議】

部署名	会議名	開催日	内 容
法人全体	経営プロジェクト会議	随時	法人全体の計画・経営に関すること
	役職会議	月1回	施設全体の運営に関すること
生活課	課内会議	毎月1日	課内全体の運営に関すること
	サービス担当者会議	毎月1日	特養入居者のサービスに関すること
	ブロック会議	月1回	ブロック内業務等に関すること
	入所検討委員会	随時	入所申込者・入所決定に関すること
医務室	室内会議	月1回	看護業務・保健衛生に関すること
短期生活課	リーダー会議	随時	課内全体の運営に関すること
	課内会議	月1日	ショートステイ利用者のサービスに関すること 課内業務に関すること
	ユニット会議	随時	ユニット内業務等に関すること
	入所判定会議	随時	入所申込者・入所決定に関すること
通所課	課内会議	月1回	課内全体の運営に関すること
	カンファレンス	随時	デイサービス利用者のサービスに関する こと
家庭課 (花ごよみ)	課内会議	月1回	課内全体の運営に関すること
	運営推進会議	2カ月に1回	活動状況報告・サービス内容の報告等
	家族会	年4回	家族との交流・現状報告を行う
家庭課 (しのだ)	課内会議	月1回	ユニット内の運営に関すること
	運営推進会議	2カ月に1回	活動状況報告・サービス内容の報告等
	家族会	年4回	家族との交流・現状報告を行う
総務部	総務会議	月1回	部内全体の運営に関すること

##### 【委員会・役割】

感染予防委員会 (年4回開催・必要時は随時)	
委員長 荒井 依留 (看護師)	副委員長 岩佐 康弘 (生活課 主任)
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内での集団感染の発生実態を確実に把握し、感染リスクを未然に防ぐ努力を行う。</li> <li>定期的な研修を年2回実施。感染研修では実際に感染症が発症したと想定した実践に沿った研修を計画し、有事の際に職員全員が適切な対応を行えるようにする。</li> <li>感染発生時以外に随時、各部署職員への感染予防啓発ポスターや回覧文書を用いた意識付けを行い、感染予防に対する周知徹底を行う。</li> <li>施設内で感染症が発生した場合は、感染源の特定に努め、施設全体での共有を密にし、迅速に適切な対処と感染拡大しないよう最小限に抑える努力をする。</li> <li>指針・マニュアル等の定期的な見直しの実施。</li> </ul>

事故防止検討委員会（月1回開催・必要時は随時）	
委員長 田内 雅治（生活課 センター長）	副委員長 井上 直也（生活課 介護支援専門員）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が発生する原因や危険を認識できる力を高めること、職務に還元できることに主眼を置いた研修を行う。</li> <li>・新人職員を対象とした事故予防の研修を行う。</li> <li>・報告書の書き方、提出期間などを分析し、問題点があれば様式の改善に努める。</li> <li>・指針・マニュアル等の定期的な見直しの実施。</li> </ul>

身体拘束廃止委員会（年2回開催・必要時は随時）	
委員長 吉岡 実季子（副施設長）	副委員長 三谷 加代（生活課 係長） 副委員長 加納 由貴（生活課）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施ができるよう職員の知識・意識の向上を目的とした研修を行う。</li> <li>・身体拘束廃止に関する指針に基づき、委員会を年2回開催する。</li> <li>・各事業所から提議があった時は、身体拘束廃止に関する指針に基づき、随時、委員会を開催し身体拘束の解除に向け検討を行う。</li> <li>・「指針・マニュアル等の定期的な見直しの実施。</li> </ul>

褥瘡予防委員会（年2回開催・必要時は随時）	
委員長 原田 栄子（管理栄養士）	副委員長 嶋田 美季（生活課 課長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状態を把握するためOHスケールの評価を行い、リスクの高い利用者については褥瘡予防に努める。</li> <li>・褥瘡が発生した際は褥瘡治療経過記録に記録をし、対応策の検討をする。</li> <li>・褥瘡予防につながる研修の実施。</li> <li>・指針・マニュアル等の定期的な見直しの実施。</li> </ul>

認知症ケア委員会（年3回開催）	
委員長 清水 美喜夫（家庭課 係長）	副委員長 蝶名林 真美（家庭課 主任）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症についての理解を深め、認知症ケアに対しての知識向上に努める。</li> <li>・認知症に関する知識を学び、現場にフィードバックできる体制づくりを行う。</li> <li>・外部研修の参加を促進し、援助やコミュニケーションスキルの維持、向上を図れるよう、現場にフィードバックしていく。</li> <li>・マニュアル等の定期的な見直しの実施。</li> </ul>

看取りケア委員会（月1回開催）	
委員長 古株 美穂（施設長）	副委員長 田内 雅治（生活課 センター長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看取り加算算定要件が実施されているか委員会会議の中で適宜確認を行う。</li> <li>・地域へ施設内看取り介護における報告会並びに意見交換による啓発活動を実施する。</li> <li>・看取りに関する職員教育。</li> <li>・指針、マニュアルの見直し。</li> </ul>

給食委員会（月1回開催・必要時は随時）	
委員長 原田 栄子（管理栄養士）	副委員長 中村 照美（通所課 課長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事内容の充実を図るため各部署より意見をいただき、食事サービスの向上に役立てる。</li> <li>・ 衛生関連での伝達事項の報告。</li> <li>・ 食事に関するアンケートを実施し、品質の向上に努める。</li> </ul>

防火防災委員会（年2回開催）	
委員長 杉山 礼子（生活課 部長）	副委員長 多田 浩 枝（家庭課 センター長） 副委員長 清水 美喜夫（家庭課 係長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特養、ショートステイ、グループホーム（日中・夜間想定）、デイサービス（日中）の防火防災訓練を年2回実施する。</li> <li>・ 年一回の消防署立ち入り検査の対応。指摘事項の改善に努め、法人全体に周知する。</li> <li>・ 防災計画の定期的な見直しと消防署への提出。</li> <li>・ 災害備蓄品の保管場所と使用方法の周知。</li> </ul>

苦情処理委員会（随時開催）	
委員長 多田 浩枝（家庭課 課長）	副委員長 竹内 正世（事務局 課長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情への適切な対応により、利用者の満足感を高めることや早急な対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護し、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように努める。</li> <li>・ 苦情を密査化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進、施設の信頼や適正性の確保を図る。</li> <li>・ 発生した苦情は定期的に第三者委員会へ報告し、助言、場合によっては立会いを求める。</li> <li>・ 苦情・相談対応マニュアルの定期的な見直しの実施。</li> </ul>

自己評価委員会（随時開催）	
委員長 竹内 正世（事務局 課長）	副委員長 杉山 礼子（生活課 部長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各サービス事業所のサービス内容を自ら評価し、課題を導き出し、その課題の解決に向けて具体的な計画を立て、更なるサービスの質の向上を図る。</li> <li>・ サービスの質の向上に向けた取り組みを促すとともに、その結果の公表により利用者のサービス選択に資する情報を提供する。</li> <li>・ 法人全体でサービスの自己評価結果を共有し、課題・問題点を掘り起し、共通の改善計画を立て、課題・問題の解決に向け取り組む。</li> <li>・ 各事業所の利用者を対象としたアンケート調査を実施し、結果から得られる課題の抽出、具体的な改善を行いサービスの質の向上に繋げていく。</li> </ul>

権利擁護委員会（年1回・随時）	
委員長 前川 弘美（総務課 課長）	副委員長 中山 陽子（家庭課 主任）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者への虐待の防止、権利・利益を擁護するとともに、万一、虐待が起きた場合の要因背景、問題点を究明し、利用者の迅速・適切な保護に努める。</li> <li>・ 利用者の地域福祉権利擁護事業及び成年後見人制度の利用を支援する。</li> <li>・ 利用者個人の尊厳を守ることを第一義に、職員一人ひとりの人権感覚を高めていくための、あらゆる人権問題に関する啓発推進に努める。</li> </ul>

	・マニュアル等の定期的な見直しの実施。	
衛生委員会（月1回開催）		
委員長	大森 喜三（経営管理マネージャー）	副委員長 杉山 礼子（生活課 部長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業医と衛生管理者は施設内を巡視し、労働事故の起きない安全な職場づくりに努める。</li> <li>・ 産業医と衛生管理者は、職員の健康診断結果に目を通し、必要な場合は個人に面談のうえ健康管理上のアドバイスを行う。</li> <li>・ 職員の健康管理について、産業医に気軽に相談できる仕組みづくりを行う。</li> <li>・ 全職員を対象に、健康診断時にストレスチェックを実施し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みづくりを行う。</li> <li>・ 毎月開催の衛生委員会で上記についての報告・改善等について議論する。</li> </ul>	

医行為安全対策委員会（年3回開催）		
委員長	青山 真哉（看護師）	副委員長 小島 修平（短期生活課 係長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養が必要な利用者について、一定の条件を満たしたうえで必要時に医師・看護師との連携のもと、利用者・職員ともに安心して行えるよう、利用者の状態像について情報を共有し、十分な検討を行ったうえで決定する。</li> <li>・ 医療的ケア実施にかかる体制、医療的ケアを行う介護職員に対し、施設の指導看護師が必要に応じ、知識・技術の研修を行う。</li> <li>・ 利用者の重度化等により医療行為が必要な方の利用ニーズの増加により、国・県の介護職員による医行為実施省令に基づき、介護職員の医行為実施に向けた、嘱託医・看護師との連携・協力体制の構築。</li> <li>・ 医療行為が必要な方の受入ガイドラインやマニュアルの整備。</li> </ul>	

職員活性化委員会（随時開催）		
委員長	小島 修平（短期生活課 係長）	副委員長 田内 雅治（生活課 センター長）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採用面の強化…総務・現場職員が協力し、計画的戦略的な採用活動を行う。</li> <li>・ 職員教育の強化…採用から現場指導教育（現場責任者との連携）まで、採用者が採用職員の安定をフォローする体制を整える。</li> <li>・ 既存の教育・研修プログラムの見直し。</li> <li>・ 離職防止対策…既存職員のモチベーション保持、上昇させる教育制度を整える。</li> <li>・ 既存職員の精神面フォロー。</li> <li>・ 職場内活動・職場外活動の充実。</li> <li>・ 様々な雇用形態の検討・実施。</li> <li>・ 障害者雇用への前向きな取り組み体制の構築…既存職員・当人の教育、フォロー体制。</li> <li>・ 60歳以上の職員雇用への取り組み</li> </ul>	

## (5) 施設内職員研修・施設外研修

施設内研修の実施については、各委員会の委員長・副委員長と連携を図りながら行います。また定められた研修以外にも、法令遵守や人権、新人職員研修などを含めた研修計画を立て、外部講師による研修も実施していきます。研修終了後はアンケートを実施し、意識把握と今後の課題を見出し、次回の研修へ繋げていきます。

施設外研修については、役職や職種に必要な知識とスキルアップを目的とし、積極的に促すとともに、参加しやすい職員体制作りを進めます。参加した職員は研修報告書の提出、内容によっては施設内で報告（伝達）する場を設け、情報の共有と人材育成を進めます。

キャリアパスに応じた研修体制の見直し・更なる構築について、引き続き取り組みます。

### 【施設内研修】

4月	新人職員研修	10月	褥瘡研修
5月	感染研修①	11月	感染研修②
6月	看取りケア研修、新人研修(3カ月目)	12月	法令遵守研修
7月	身体拘束研修	2月	介護研究大会、事故防止研修②
8月	事故防止研修①	3月	人権研修、入職前研修(H30年新卒)

※ その他、救命救急講習、AED（自動体外式除細動器）の使い方、口腔ケア、滋賀県社会福祉協議会・介護労働安定センターなどの外部研修へ参加

## (6) 法令遵守（コンプライアンス）

役職員の法令遵守の徹底を推進し、法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、信頼される福祉施設に資することを目的とし、当法人は『ほのぼの会 法令遵守管理規程』を設置しています。全職員に、法令違反の早期発見と通報処理体制を周知徹底し、また定期的な研修を行うことで法令遵守に対する意識を高め、法令違反が起きないように努めます。常に最新の法令等の収集を行い、法令に基づいた規程の改定や職員への周知を行います。

法令遵守を推進するためにコンプライアンス委員会を設置しており、『ほのぼの会 コンプライアンス委員会設置規程』に基づき、年1回開催します。法令違反等に関する相談または通報等による違反行為などが確認された際は随時開催し、要因・背景・問題点の究明と再発防止等について審議します。

## (7) ボランティア・実習生受入

施設の中での催し物や奉仕作業等、地域で活動されているボランティアの方々を広く受け入れ、利用者との交流の機会を設けます。また、資格取得のための社会人実習生や地元中学生の職場体験、高校生、短大生、大学生等の実習生の受け入れを継続します。

## (8) クラブ・余暇活動

利用者のクラブ活動は参加希望も増え、一層楽しく充実した活動の場となるよう努めます。また、初めての参加者の方も安心して気軽に参加（見学）ができるように声かけし、参加者を拡げていきます。単なるクラブ活動だけでなく、利用者同士がユニット（各部署）を越えて、交流していただけるよう努めます。お楽しみ会を計画・実施し、利用者が自由に参加していただけるよう工夫します。保育園児や小学生をはじめ、高校生等の来所もお願いします。

クラブ	実施予定
唄ごえ	月1回
お茶会	月1回
アレンジフラワー	随時

## (9) 嘱託医・協力医療機関・産業医

### 【嘱託医・健康管理】

医療機関・医師	診療科目	勤務の形態
えとうクリニック 衛藤 信之 医師	内科 消化器内科	毎週水曜日 13時30分～14時30分

### 【協力医療機関】

医療機関名	診療科目	受診を必要とする理由
近江八幡市立総合医療センター	総合病院	外来・治療・入院・他医療機関の紹介等
ヴォーリス記念病院	内・外・消化器・循環器・呼吸器・神経内・糖尿病・整形・リハビリ・緩和ケア他	外来・治療・入院・他医療機関の紹介等
神崎中央病院	内・外・整形・泌尿器・皮膚・耳鼻咽喉・リハビリ	外来・治療・入院・他医療機関の紹介等
木村歯科医院	歯科	外来、治療、他医療機関の紹介等

### 【産業医】

医療機関・医師	訪問
津田内科医院 津田 透 医師	月1回

## (10) 防災対策・安全管理

災害時の被害を最小限にとどめるため、防災訓練を定期的実施します。状況に応じて、消防署の立ち会い、地域消防団、町内協力者の協力や連携を取りながら行います。

実施月	訓練内容
5月	日中想定、初期消火、通報、避難誘導（花ごよみ）
6月	日中想定、初期消火、通報、避難誘導（しのだ）
9月	日中想定、初期消火、通報、避難誘導（特養・ショート）（デイサービス）
11月	夜間想定、宿直業務担当者を含む初期消火、通報、避難誘導（花ごよみ）（しのだ）
11月	夜間想定、宿直業務担当者を含む初期消火、通報、避難誘導（特養・ショート）
11月	日中想定、初期消火、通報、避難誘導（デイサービス）

### 【安全管理】

時期	内容
4月・9月	消防設備点検
5月・10月	消防計画の見直し、防災計画の策定（避難者受入マニュアル等）
6月・1月	防災設備点検（備品・備蓄物資の確認）
11月・3月	火災予防啓発強化月間
2月	コンセント・プラグの点検・確認

## (11) 環境整備

### 【備品管理・設備管理】

事業開始から14年が経過し、建物、設備・備品等の老朽化が進む中、突発的な大型修繕を避けるため日常的なメンテナンスが重要となります。特に、空調や入浴設備等の大規模な修繕には多額の出費が必要なことから、専門業者との保守契約による適正管理が求められます。そのため、定期的に建物や設備・備品等の点検を行うと共に、修繕や更新の必要な物件の優先順位を定め、財務計画にリンクした「大型設備・備品の修繕等年次計画」に基づく計画的な修繕・更新に努めます。

### 【定期点検項目】

屋根（屋上）、外壁、バルコ、避難用スロープ、建具（扉・窓・シャッター）、内装（床・壁・天井）、屋内手すり、車椅子、公用車、空調設備、業務用洗濯機・乾燥機、特殊浴槽
---

## 【設備点検項目】

設備機器名	点検内容	点検回数	担当業者名
消防設備	法定点検	年2回	(株)不知火電機
電気設備	法定点検	2カ月に1回	日本テクノ(株)
電気設備	全停電点検	1年に1回	日本テクノ(株)
エレベーター設備	法定点検	2カ月に1回	(株)近畿テクノエレベータ
空調機設備	使用前点検	年2回	三菱電機ビルテクノサービス(株)
空調機設備	フィルター清掃他	随時	職員
温水機設備	外観点検	随時	職員
厨房排気、排水設備	清掃他	随時	職員

作業項目	実施時期	内 容
簡易専用水道定期検査	年1回(7月)	法定点検・水質検査
レジオネラ・大腸菌検査	年1回(循環式浴槽) 年2回(デイサービス大浴場)	法定点検・水質検査
受水槽清掃・水質検査	年1回	法定点検・水質検査

### (12) 苦情処理体制(第三者委員)

提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、事業所ごとに苦情・相談受付担当者を設置、施設長を苦情・相談解決責任者とする体制を整えています。また、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しており、委員会を年1回以上開催します。

福祉サービスの質を高め、適正な運営を確保するために、苦情解決結果の記録を行い、苦情申出者に改善を約束した事項について、苦情申出者、第三者委員に報告を行います。

利用者による福祉サービスの選択や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、事業所内掲示、広報紙等に掲載し公表します。

### (13) 食事業者との連携

外部委託業者との連携により、健康維持のため、また利用者の楽しみのひとつでもある日々の食事について、個々の状態に合わせた食事を提供すると共に、生きがいを感じていただけるような食事提供に努めます。

#### 【食事の形態】

個々の身体状況に合わせて下記の形態で提供します。咀嚼、嚥下機能、身体状況に応じて適切な食事提供を行い、健康維持に努めます。安全でおいしく食べていただける調理に取り組みます。

主 食	副 食
米飯	普通食
軟飯	粗刻み食・・・・・・一口大
粥	刻み食・・・・・・粗刻みの1/4程度
ミキサー	極きざみ食・・・・みじん切り
パン粥(パンの場合)	ミキサー食・・・・ペースト状
パン粥ミキサー	ソフト食・・・・・・ミキサー食の固形

#### 【食事の提供時間】

朝食8:00、昼食12:00、おやつ15:00、夕食18:00に提供します。  
(検食時間 朝7:15、昼11:30、夜17:00)

#### 【栄養ケアマネジメント】

利用者一人ひとりに対応した栄養ケア計画を作成し、計画に基づいた栄養状態の維持、改善を図ります。他職種と協働し、利用者の健康維持に努めます。

#### 【衛生管理】

委託業者従業員及び厨房衛生管理として、以下を実施します。

検便	月1回実施(夏場は月2回)。 (赤痢菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌群) ※ノロウイルスは必要時
健康診断	年1回実施
害虫駆除	年4回実施

※ 個人衛生、その他全体の衛生チェックを行います。

### 【年間行事予定】

利用者が食事を楽しんでいただけるように毎月季節感あふれる行事食やイベント食を実施します。また、自分で選ぶことの喜びを感じていただけるよう選択食を実施します。

毎月、8日は『八幡の日』として、地元食材を使用した、食事メニューを提供します。

実施月	行 事	内 容
4 月	お花見会弁当	春の食材を使用したお弁当で季節感を味わっていただきます。
5 月 5 日	子供の日	子供の日をイメージした食事を提供します。
6 月	紫陽花弁当	松花堂弁当を提供します。
7 月 7 日	七夕	七夕をイメージした食事を提供します。
8 月	納涼祭	お祭りらしい食事を提供します。
9 月 18 日	敬老会	赤飯と松花堂弁当、紅白饅頭でお祝いします。
10 月 9 日	運動会	運動会をイメージしたお弁当を提供します。
11 月上旬	紅葉弁当	秋の食材を使ったお弁当を提供します。
12 月 25 日	クリスマス会	クリスマスらしい食事を提供します。
1 月 1 日・2 日	お正月	おせち料理を提供します。
2 月 3 日	節分	巻き寿司など節分にちなんだ食事を提供します。
3 月 3 日	おひな祭り	散し寿司、菜の花を使った食事を提供します。

## 特別養護老人ホーム ふれあい（生活課）

### 【運営理念】

- ◎個人の尊厳を守る
- ◎自立を支援する
- ◎自己選択の尊重
- ◎生活の質（QOL）の向上

### 【運営方針】

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### 【重点目標】

#### <介護職員>

1. ユニットケアにより一人ひとりの入居者に提供するケアの充実を図ります。
2. 定期的に行われるイベントを通し笑顔がみられるようなサービス提供に努めます。
3. レクリエーションの充実を図ります。
4. 入居者や家族からの要望や苦情に対して誠意を持って対応します。
5. 専門職として自覚を持ち、入居者の支援に臨み、「技術・知識」の向上に努めます。
6. 施設外研修での情報は新しい取組みのきっかけになるよう伝達研修を行います。
7. 作りたてをテーマに食べる楽しみを充実させます。
8. 多職種と連携し入居者、家族に寄り添った看取りケアを行います。

#### <介護支援専門員>

1. 入居者、家族との信頼関係を構築し、深めます。（丁寧、迅速、的確な対応。）
2. アセスメント（課題分析）、サービス担当者会議（入居者、家族の意向、総合的な援助方針、解決すべき課題、役割分担の確認）、モニタリング（サービス実施状況の継続的な把握及び評価）、再アセスメントを的確に実施し、理念に沿った介護計画を作成します。
3. 関係者との連携強化
  - ・多職種との連携、協働の強化を図ります。
  - ・入退院時の病院連携を密に行い、継続したケアができるように努めます。

#### <生活相談員>

1. 看取りケアに必要な医療的な知識の習得とケアの現状を学びます。また、入居者が安楽に過ごせるように、家族には安心できる情報提供ができるようにします。
2. 引き続き、退所から2週間を目途に新規の入居者が入居できるよう努力します。
3. 話せる入居者はもちろん、話ができない入居者とまたその家族とのコミュニケーションのお手伝いを工夫し、橋渡しをします。

#### <看護職員>

1. 看護師による日常健康管理を行うとともに嘱託医・協力医療機関との連携により疾病の早期発見と早期治療に努めます。
  - ・定期受診以外の受診数も記録に残して評価に繋がります。
2. 感染症予防対策等の施設内衛生管理指導・配薬管理の徹底によりリスク管理に努めます。
  - ・インフルエンザの感染、ノロウィルスの感染、内服管理における事故ゼロを目指します。
3. 多職種と連携し、入居者、家族の希望や心身の状態を考慮した適切かつ柔軟な看護の提供に努めます。家族とは挨拶以外にも、1人1回/日を目標にコミュニケーションを図ります。
4. 看取り看護の充実  
入居者、家族の意思と権利を最大限に尊重し、入居者の尊厳を保つと共に、安らかな死を迎える為の終末期にふさわしい最善の医療、看護、介護の提供に努めます。

#### 【利用率（稼働率）の目標】

定員：50床（全室個室）

6ユニット体制（梅8名・桃9名・桜10名・藤5名・紫陽花8名・石楠花10名）

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
延利用者数（人）	9,021	8,923	17,944
稼働延日数（日）	9,150	9,100	18,250
稼働率	98.5%	98.0%	98.3%

#### 【年間行事計画】

入居者に、季節を感じていただける行事の開催に努めます。（お花見、納涼祭、敬老会、クリスマス会、節分など）

## ショートステイ ふれあい (短期生活課)

### 【運営理念】

- ◎個人の尊厳を守る
- ◎自立を支援する
- ◎自己選択の尊重
- ◎生活の質 (QOL) の向上

### 【運営方針】

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 【重点目標】

- ・ 社会福祉法人ほのぼの会は、平成23年7月1日から5年間、社会福祉法に基づく措置命令を受けており、その連座制の適用からショートステイふれあいは指定更新ができず、平成27年8月31日をもって事業終了しておりました。平成29年度内に事業再開を果たし、年度内に「すみれ」「たんぽぽ」ユニットの全室稼働を目指します。
- ・ 利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるようケアマネジャー等と連携し対応に努めます。
- ・ 「こころを大切に」をスローガンに、専門職として適正な倫理観のもとに、他職種の連携を大切に、利用者の目線に合わせたケアができるよう職員の研鑽に努めます。

### 【利用率 (稼働率) の目標】

定員：14名 (全室個室)

2ユニット体制 (すみれ8名・たんぽぽ6名)

	上半期 (6～9月)	下半期 (10～3月)	年間
延利用者数 (人)	1,131	2,092	3,223
稼働延日数 (日)	1,708	2,548	4,256
稼働率	66.2%	82.1%	75.7%

## 【年間行事計画】

- ・ レクリエーション・体操などによりメリハリのあるサービスを毎日実施。
- ・ 毎月、季節に合わせたお菓子や食事作りなどを実施。
- ・ 気候が穏やかな時期は外出行事を企画。

# デイサービスセンター ふれあい (通所課)

## 【運営理念】

- ◎個人の尊厳を守る
- ◎自立を支援する
- ◎自己選択の尊重
- ◎生活の質 (QOL) の向上

## 【運営方針】

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

## 【重点目標】

- ・ 関係法令及び法人が定める諸規程及び理念や社会的ルールを遵守した事業を運営します。
- ・ 利用者の日常生活を楽しむ意欲を引き出せるよう、一人、一人の思いに寄り添いながら、充実したレクリエーションを実施します。
- ・ 利用者・家族・介護者等からの要望などを積極的に取り入れ、利用者の尊厳を守り家族・介護者等が無理のない生活を維持できるよう支援します。
- ・ 交通事故ゼロを目指します。
- ・ 施設内研修に全員が参加できる体制を整え、知識及び技術の習得に努めます。

## 【利用率 (稼働率) の目標】

定員：30名

	上半期 (4～9月)	下半期 (10～3月)	年間
延利用者数 (人)	2,199	2,904	5,103
稼働延日数 (日)	4,710	4,590	9,300
稼働率	46.6%	63.2%	54.8%

### 【年間行事計画】

4月	昭和の日	10月	焼き芋
5月	端午の節句・菜園作り	11月	文化の日
6月	歯と口の健康	12月	クリスマス会
7月	七夕・すいか割	1月	新春行事
8月	お盆・夏祭り	2月	節分
9月	お月見・敬老会	3月	ひな祭り

## 居宅介護支援事業所 ふれあい（居宅介護支援課）

### 【運営理念】

- ◎個人の尊厳を守る
- ◎自立を支援する
- ◎自己選択の尊重
- ◎生活の質（QOL）の向上

### 【運営方針】

1. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
2. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公正中立に行います。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町、他の居宅介護支援事業者、介護施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。
4. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守します。

### 【重点目標】

平成28年4月から総合事業が開始になり、介護保険の更新時から総合事業に移行になりました。今までのデイサービスは中々使えず、近江八幡市が調整会議で必要と認めてもらった利用者だけが、市が用意した4つのサービス事業所で回数制限、期間限定で利用する事ができます。利用者サイドに立って行政に向けて要望を発進していきます。

1. 利用者の生活状況や心身の状態、家族の介護負担などを把握し、その方に合った適切なサービスを利用して、自分らしい生活をしていただくために居宅サービス計画を作成していきます。
2. 平成28年4月から始まった総合事業を始め、介護保健サービスだけでなく地域のあらゆる資源を活用して、利用者の生活や家族の介護支援を行います。
3. 利用者や家族が安心して生活がしてもらえるように、ご要望や急変など状態が変わった時は、敏速に介護サービス事業所や民間事業所等と連絡やサービスの調整を行い、状態に応じた居宅サービス計画に変更・修正を行います。
4. 要介護状態や生活状態などを毎月1回以上訪問して、状態を確認し、3カ月毎のケアプランの評価や毎月のモニタリングを行い、客観的な裏づけに基づいて、ストレングスを引き出し、自分の望む生活をしていただけるように勤めます。

### 【利用（稼働）の目標】

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
利用件数（うち、予防件数）	33件（5件）	35件（5件）	35件（5件）

## グループホーム 花ごよみ（家庭課）

### 【運営理念】

『あなたらしく生きる』

認知症高齢者一人ひとりの個性を尊重し、あなたらしく暮らしていただだけ、地域に根差したグループホームを目指します。

### 【運営方針】

認知症になり要介護（要支援2）状態となっても、人間として尊厳をもって最後まで生活していくことを目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供します。

1. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で、自立した日常生活を送ることができるよう配慮します。
2. 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
3. 共同生活住居における介護従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供の方法等について、理解を得るように説明します。
4. 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

5. 身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
6. 自らその提供する事業の質の評価を行なうとともに、定期的に外部の評価を受けて結果を公表します。また地域との結びつきを大切にし、地域活動に参加するなど常に改善を図ります。

### 【重点目標】

1. 定期的にカンファレンスを行い情報を共有し、利用者の目線に合わせたケアができるよう職員の研鑽に努めます。
2. 日々の暮らしの中に利用者それぞれができることを取り入れ、居心地のよい生活の場となるよう、謙虚に明るく感謝の心で接します。
3. 慣れた環境のなかで安心して最期を迎えられるよう、また残された家族に悔いが残らないような「看取り」の体制を整えられるよう努めます。

### 【利用率（稼働率）の目標】

定員：9名（全室個室）

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
延利用者数（人）	1,647	1,638	3,285
稼働延日数（日）	1,647	1,638	3,285
稼働率	100%	100%	100%

### 【年間行事計画】

4月	上田町観桜会、しゃくなげ鑑賞会、ドライブ
5月	いちご狩り、端午の節句、防災訓練、ドライブ
6月	あじさい見学、ドライブ
7月	七夕祭り、はす見学、ドライブ
8月	ドライブ
9月	お彼岸のおはぎ作り、ふれあい祭り、ぶどう刈り
10月	お花の植え替え、コスモス鑑賞会、運動会、ドライブ
11月	紅葉見学、芸術鑑賞会、防災訓練、ドライブ
12月	クリスマス会、餅つき大会、ドライブ
1月	早春行事、初詣、新年会、ドライブ
2月	節分（豆まき）、ドライブ
3月	ひな祭り、ドライブ

※ 利用者誕生日会随時開催、個別外食、一時帰宅支援、ボランティア来所、訪問看護1回/週

## グループホーム しのだ (家庭課)

### 【運営理念】

- 1、認知症が重度化しても人間としての尊厳や権利を損なわず、最後まで“その人らしい”<sup>ひと</sup>生き方を追求します。
- 2、認知症高齢者が“地域と共にある”ことをしっかり踏まえ、地域の一員として暮らすことを目指します。

### 【運営方針】

認知症になり要介護（要支援2）状態となっても、人間として尊厳をもって最後まで生活していくことを目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供します。

1. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の中で、自立した日常生活を送ることができるよう配慮します。
2. 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
3. 共同生活住居における介護従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供の方法等について、理解を得るように説明します。
4. 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
5. 身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
6. 自らその提供する事業の質の評価を行なうとともに、定期的に外部の評価を受けて結果を公表します。また地域との結びつきを大切にし、地域活動に参加するなど常に改善を図ります。

### 【重点目標】

1. 地域を生活圏とし、施設利用者ではなく地域住民として暮らしていけるように支援します。
2. 温かい心のこもった関わりと個別援助により、尊厳を持って暮らす事のできるように支援します。

### 【利用率（稼働率）の目標】

定員：18名（全室個室）

2ユニット体制（扇9名・夢9名）

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
延利用者数（人）	3,111	3,276	6,387
稼働延日数（日）	3,294	3,276	6,570
稼働率	94.4%	100.0%	97.2%

**【年間行事計画】**

4月	観桜会
5月	篠田花火・いちご狩り
6月	日帰り旅行・避難訓練
7月	七夕まつり
8月	地藏盆、盆踊り
9月	ふれあい祭り

10月	コスモス鑑賞会
11月	日帰り旅行・避難訓練
12月	クリスマス会
1月	初詣
2月	節分
3月	ひな祭り

※ 利用者誕生日会随時開催、訪問看護 1 回/週